# 安曇野市の転用可能な農地

安曇野市の農地は、「地域計画」「農振法」「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」「農地法」の全ての要件を満たした場合のみ農地転用が可能です。

事前に各担当の窓口で要件を満たしているか確認をお願いします。

※上記以外の法律や条例の適用を受ける場合には、その全ての要件を満たす必要があります。

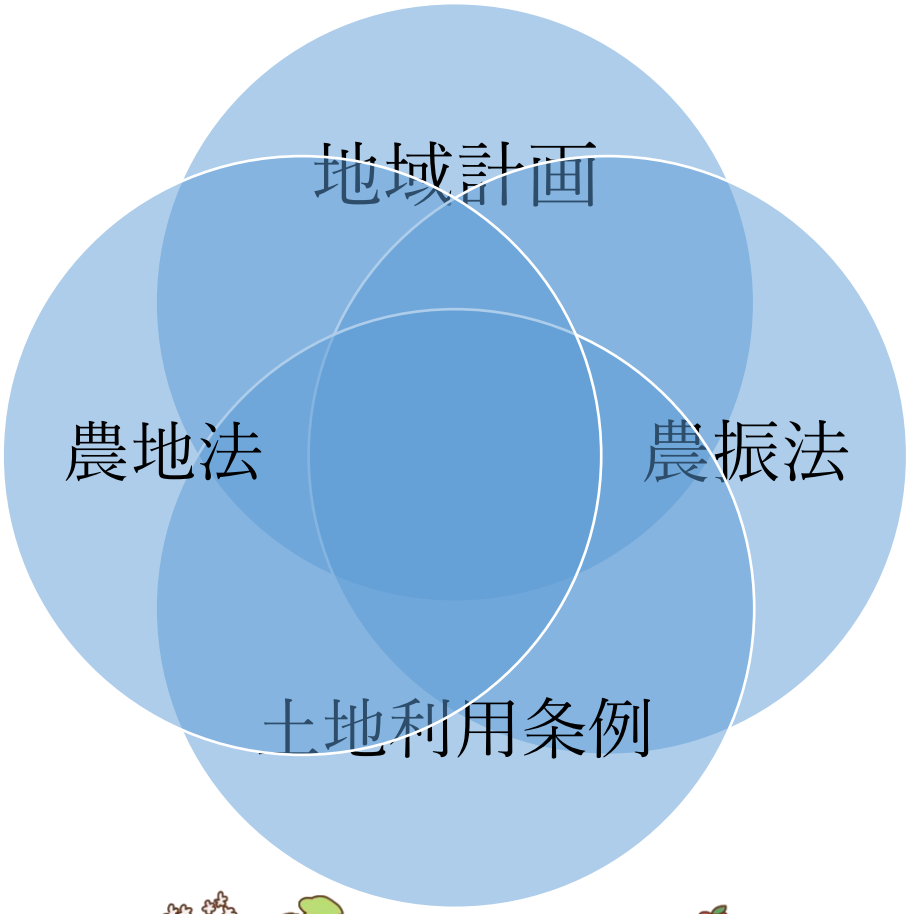


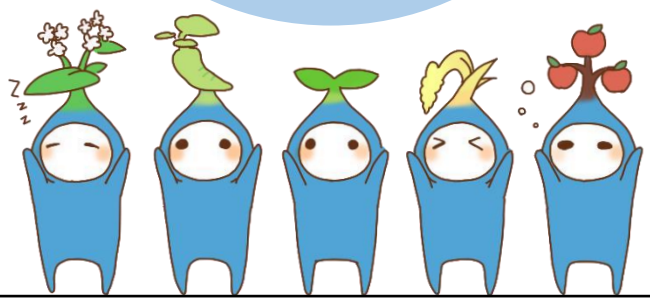

お問い合わせ先

| | | | |
|---|---|---|---|
| 地域計画 | ：農政課農村振興担当 | TEL：0263-71-2429 | 2F 17 |
| 農振法 | ：農政課農業政策担当 | TEL：0263-71-2427 | 2F 17 |
| 土地利用条例 | ：建築住宅課開発調整係 | TEL：0263-71-2243 | 2F 15 |
| 農地法 | ：農業委員会事務局 | TEL：0263-71-2497 | 2F 18 |

令和7年4月１日以降

# 農振法及び農地法の手続きを行う場合、事前に地域計画の除外の手続きが必要です

農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地については、農振法第 13 条第 2 項第 2 号及び農地法施行規則第 47 条の 3 第 2 号に基づき、農振法及び農地法の手続きを行う場合には事前に地域計画の除外の手続きが必要です。

地域計画内の農地
（農振法及び農地転用申請前に地域計画の変更（除外）手続が必要です）
※安曇野市は青地農地及び令和7年１月時点で利用権設定のある農地（白地農地・農業振興地域外）

## 地域計画内の農地

青地農地
所要期間約１年（農振除外）

農振除外・用途変更
受付期間
前期：5月 20 日～6月 20 日
後期：11 月 20 日～12 月 20 日

農地の貸借あり
（白地農地・農業振興地域外）

## 地域計画外の農地

農地の貸借なし
（白地農地・農業振興地域外）

## 安曇野市の適正な土地利用に関する条例

| 特定開発B | 承認手続 A1 | 承認手続 A2 | 届出 | 手続不要 |
|---|---|---|---|---|

農地転用
（農地法第4条・農地法第5条）

申請期間：毎月１日～10 日

工事着手